

個人市・県民税に適用される税制の主な改正点

(令和6年度の申告から適用)

1 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度の個人市・県民税から、年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族は、次のいずれかに該当する場合に限り扶養控除の対象となります。

- ・留学により非居住者になった人
- ・障害者
- ・扶養控除等を申告する納税義務者から、その年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

国外に居住している親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、送金関係書類(金融機関が発行したもの)、親族関係書類(戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等)を添付してください。



2 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

令和6年度の個人市・県民税から、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得において、所得税と個人市・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなります。

所得税で、上場株式等の配当所得や譲渡所得などを確定申告すると、これらの所得は個人市・県民税においても、合計所得金額や総所得金額等に算入されることになります。

このことにより、配偶者控除や扶養控除などの適用、個人市・県民税の非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響が出る場合があります。

☎ 市民税課 (0848-38-9154)、因島瀬戸田市民税係 (0845-26-6227)

申告相談は2月中旬から始まります。市内各会場の日程は、広報のみち1月号でお知らせします。

3 森林環境税、森林環境譲与税の創設

温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境税が創設されました。

森林環境税は国税ですが、個人市・県民税の均等割と併せて賦課徴収します。その税収の全額が森林環境譲与税として市区町村や都道府県に譲与されます。

個人市・県民税の均等割額には、東日本大震災を契機として、地方公共団体の防災・減災対策に充てるため、平成26年度から令和5年度まで年額1,000円(市民税500円、県民税500円)が加算されていましたが、この加算は終了し、令和6年度からは森林環境税(1,000円)を併せて徴収します。

個人市・県民税	令和5年度	県民税均等割 (2,000円) ※	市民税均等割 (3,500円)	合計 5,500円
	令和6年度	森林環境税 (1,000円)	県民税均等割 (1,500円) ※	市民税均等割 (3,000円)

※県民税のうち、500円は「ひろしまの森づくり県民税」です。

令和4年度 尾道市人事行政の運営等の状況

「地方公務員法」及び「尾道市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和4年度尾道市人事行政の運営等の状況について公表します。詳細については、12月中に市HPへ掲載します。

☎ 職員課 (0848-38-9342)

1 職員数に関する状況

(各年4月1日現在)

区分	職員数(人)			対前年増減(人)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
部門						
一般行政部門						
議会	9	9	8	-	-	△1
総務企画	132	129	129	△10	△3	-
税務	48	48	47	-	-	△1
労働	0	0	0	-	-	-
民生	182	179	178	△4	△3	△1
衛生	91	90	82	-	△1	△8
農林水産	35	36	36	△1	1	-
商工	25	26	25	2	1	△1
土木	96	90	92	△3	△6	2
小計	618	607	597	△16	△11	△10
特別行政部門						
教育	143	139	136	△4	△4	△3
消防	206	204	205	-	△2	1
小計	349	343	341	△4	△6	△2
普通会計	967	950	938	△20	△17	△12
公営企業等会計部門						
病院	871	892	908	△7	21	16
水道	51	50	50	△1	△1	-
交通	1	1	1	-	-	-
下水道	15	15	14	2	-	△1
その他	42	40	40	△2	△2	-
小計	980	998	1,013	△8	18	15
合計	1,947	1,948	1,951	△28	1	3
条例定数	2,287	2,287	2,287	-	-	-

注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 職員の給与の状況【市長の事務局等】

(1) 令和4年度の人件費の状況(普通会計決算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤労手当	計(B)	
950人	3,623,908千円	766,179千円	1,372,599千円	5,762,686千円	6,066千円

注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
注) 2 職員数は、令和4年4月1日現在の職員数で、短時間勤務職員は含みません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況

(令和5年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
349,084円	418,751円	46.1歳	324,481円	354,855円	53.4歳

(3) 一般行政職員の初任給の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	尾道市	国
上級(大学卒)	185,200円	185,200円
中級(短大卒)	167,100円	-
初級(高校卒)	154,600円	154,600円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	係員	係員	係員	主任	係長	課長補佐	課長	部長	
職員数	8人	27人	62人	153人	97人	54人	53人	13人	467人
構成比	1.7%	5.8%	13.3%	32.7%	20.8%	11.6%	11.3%	2.8%	100%
1年前の構成比	1.9%	6.4%	11.4%	32.2%	23.0%	11.2%	10.9%	3.0%	100%
5年前の構成比	1.0%	4.5%	13.4%	32.5%	22.3%	13.8%	9.7%	2.8%	100%

注) 再任用職員は含んでいません。

(5) 職員手当の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	尾道市	国	
期末手当	国と同じ	期末手当	勤労手当
		6月期 1.2月分 (0.675)月分	1月分 (0.475)月分
勤労手当	国と同じ	12月期 1.2月分 (0.675)月分	1月分 (0.475)月分
		計 2.4月分 (1.35)月分	2月分 (0.95)月分
退職手当	自己都合 応募認定・定年	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
		(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
1人当たりの平均支給額	自己都合 定年・早期	支給率は国と同じ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~30%) 最高限度額	勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分
		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%)	24.586875月分 33.27075月分 47.709月分

注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
注) 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(6) 特別職の報酬等の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当
給料	市長	6月期 2.2月分
	副市長	12月期 2.2月分
	教育長	計 4.4月分
報酬	議長	6月期 2.2月分
	副議長	12月期 2.2月分
	議員	計 4.4月分

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。☎ 日時・期間 ☎ 場所 ☎ 対象 ☎ 内容 ☎ 定員 ☎ 料金 ☎ 持ち物 ☎ 電子メール ☎ 締切